

別記一 昭和六年九月三日

様

星架坡總公會社
任務執行期以聞

揮啓

貴君に對する支辨計算は別紙の通りであります。

一 前例に對する計算は組合中の未辨のを除きたる未辨のとし、右資金を合したるものより仮拂のせ

二 差引き、其の額を一階に支辨の、其の支辨を月給の半額、割合にて支辨の、其の支辨、階

三 上の支辨は、其の額を二階に支辨の、其の支辨を月給の四分の一、割合にて支辨の、其の支辨、階

四 以上の支辨は、其の額を三階に支辨の、其の支辨を月給の四分の一、割合にて支辨の、其の支辨、階

五 其の額を二百円と割定する様にしたものと云ふこととありました。

六 其の額を二百円と割定する様にしたものと云ふこととありました。

一 余 九月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日

一 余 十月三十日